

## 小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

### 1 背景

本市では、生活に困窮する外国人に対する保護の措置について、生活保護法に準じ、保護の申請の受理、審査、保護の決定を行っているが、保護の決定を行う際の必要な情報として、マイナンバーによる庁内連携により、本市が保有する地方税関係情報、年金給付関係情報、雇用保険給付関係情報等を取得することで申請者からの添付書類等の提出を省略し、申請者の利便性の向上、事務の効率化を図るため、小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正し、必要な事項を追加するものです。

### 2 改正する条例等

- (1) 小田原市個人番号の利用に関する条例
- (2) 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

### 3 改正内容

#### (1) 小田原市個人番号の利用に関する条例

個人番号を利用する事務に生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務を追加し、対象者の個人番号を介して本市が保有する次の個人情報を利用することができることとします。

- ア 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- イ 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報
- ウ 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
- オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
- カ 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- キ 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- ク 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
- ケ 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
- コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
- サ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報

#### (2) 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

条例の改正に伴い、条例で追加することとなる個人番号を利用する事務及びその事務を処理するために利用する個人情報の詳細を定めます。

### 4 施行年月日

令和元年 1 2 月予定